

第1回 高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会 議事要旨

日 時：令和4年1月12日（水） 午後1時30分～4時00分

会 場：資源リサイクルセンター 2F会議室

出 席：神原 信志 様（★委員長 岐阜大学 工学部化学・生命工学科 教授）
義家 亮 様（名古屋大学大学院 工学研究科機械システム工学専攻 准教授）
仲 康信 様（★副委員長 岐阜県建築士事務所協会 飛騨支部）
福田 仁重 様（NPO 法人 高山おもちゃ病院（ごみ処理施設建設運営精通者））
欠 席：伊藤 麻子 様（岐阜県建築士事務所協会 飛騨支部）

事務局：高山市副市長 西倉 良介

環境政策部 部長 小林 一正

環境政策部ごみ処理場建設推進課 課長 山腰 勝也

環境政策部ごみ処理場建設推進課 資源リサイクルセンター所長 直井 哲治

環境政策部ごみ処理場建設推進課 係長 佐藤 郁央、小椋 政幸

財務部契約管財課 係長 東出 克也

環境政策部ごみ処理場建設推進課 係員 森 大輔

(株)環境技術センター 事業本部計画グループ 部長 味澤 伸介

(株)環境技術センター 事業本部計画課 課長代理 西川 素平

傍聴者：1名

次 第：1 開会

2 あいさつ

3 委員委嘱

4 議題

(1) 委員長、副委員長の選任について

(2) 委員会の運営について

・委員会の概要

・今後の委員会スケジュール

・委員会の公開・非公開（案）について

(3) 発注にかかる決定事項の確認

-以下非公開-

(4) 入札公告に係る審議

(5) 次回委員会の開催予定日時と審議内容

5 閉会

(配付資料)

- ・ 次第
- ・ 第1回 高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会 席次表
- ・ 高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会委員名簿
- ・ 高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会設置条例
- ・ 資料1 高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会 委員長、副委員長の選任について
- ・ 高山市ごみ処理施設建設事業者の選定について（諮問）（写）
- ・ 資料2 高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会の運営について
- ・ 資料3 発注にかかる決定事項の確認
- ・ 資料4 入札告示にかかる審議（非公開）

1 開会（山腰ごみ処理場建設推進課長）

2 あいさつ（西倉副市長）

今回は第一回ごみ処理施設建設事業者選定委員会ということで、5名の委員の皆様には、ごみ処理施設建設検討委員会から引き続き関わっていただくようお願いをさせていただいた。

昨年の12月に高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会を設置する条例が議決され、本日の開催に至った次第である。条例の中にこの選定委員会の役割が記載されている。まず発注に必要な発注仕様書を作成していただくこと。2点目としては事業者を選定するために必要な事業者選定基準を策定すること。最終的に選定基準に基づいて事業者を評価して落札候補者を選定いただくこと。この3つが大きな役割である。

皆様方が選定委員会に関わっていただけることにより、市が望んでいる「国内トップクラスの排ガス自主規制値が担保された安全安心なごみ処理施設」が建設されるものと確信している。委員の皆様方には、今年の12月まで、約10ヶ月の大変長い時間となるが審議を重ねていただく予定である。後ほど詳しく説明させていただくが、今年の12月議会の議決をもって、プラント工事の本契約としたいと考えている。最後までよろしくお願いしたい。

新たなごみ処理施設が市民の皆様には喜ばれるような施設になることを祈念し、冒頭の挨拶とさせていただきます。

3 委員委嘱

（西倉副市長から各委員へ、委嘱状の授受）

4. 議事

（1）委員長、副委員長の選任について

（山腰ごみ処理場建設推進課長）

委員長・副委員長が決定するまでの間、当方で進行をさせていただきます。

委員長の選任については高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会設置条例の第5条に基づき、委員の皆様からの互選により決定することとなっています。また副委員長は委員長が指名することとなっています。

委員の皆様からのご提案はいかがでしょうか。

(委員より特に提案なし)

ご意見がないようですので、事務局で検討している案を説明してください。

(事務局)

事務局案としては、高山市ごみ処理施設建設検討委員会でも委員長を務め、豊富なご経験や、専門的且つ技術的な知見をお持ちであり、市のごみ処理施設に係る技術顧問にもご就任いただいている岐阜大学の神原委員にお願いしたいと考えています。

(山腰ごみ処理場建設推進課長)

事務局の方で案を出させていただきましたが、委員長を神原委員に選任することでご異議はないでしょうか。

(委員全員)

異議なし

(山腰ごみ処理場建設推進課長)

委員長は神原委員に選任されました。それでは、神原委員長、副委員長の指名をよろしくお願いします。

(委員長)

それでは建築の専門家という立場、また市の施設を建設するということから、高山市在住の人が良いと判断し、仲委員を指名させていただきます。

(山腰ごみ処理場建設推進課長)

委員長から仲委員が副委員長に指名されました。仲委員、ご承諾いただけますでしょうか。

(仲委員)

了解した。

(山腰ごみ処理場建設推進課長)

議事(1)については委員長に神原委員、副委員長に仲委員と決定しました。

神原委員、仲委員、よろしく申し上げます。

(神原委員は委員長席に、仲委員は副委員長席に移動)

(山腰ごみ処理場建設推進課長)

ここで高山市長から、当委員会に対し諮問文書が出ておりますので、西倉副市長から代読させていただきます。

(西倉副市長が諮問書を代読し、文書を委員長へ手渡しする)

(山腰ごみ処理場建設推進課長)

それではこれより議事進行を神原委員長にお願いいたします。

(委員長)

それでは、司会進行を務めさせていただく。(2) 委員会の運営について、事務局より説明願います。

事務局 【資料2】説明

(委員長)

資料2の中にあるスケジュールは公開か、非公開か。

(事務局)

スケジュールについては公開の予定です。

(委員長)

他に意見等はないようなので、(2) 委員会の運営については事務局案の通り決定する。次に(3) 発注にかかる決定事項の確認について、事務局より説明願います。

事務局 【資料3】説明

(委員)

資料3の中に「工期短縮のため、プラント工事と敷地造成工事は、分離発注とする。」とあるが、敷地造成工事を前もって工事をしていくということは、敷地の形は決まっているということか。

(事務局)

はい、その通りです。敷地につきましては別途詳細設計をやっており、概ね決定しております。敷地条件を示してその敷地にプラントを設計してもらおうということになります。

(委員)

プラントの工事の提案には、敷地の提案はないということか。つまり、プラントを計画する時に造成をする話は出てこず、先に造成してしまうということによろしいか。

(事務局)

施設整備を市の購入した土地の中で行う必要があることから、市有地の山林を切土や盛土で造成する予定です。どの程度の敷地があればプラント建設が可能であるということを確認してあります。平場をつくる工事を先行して行いますので、大きな敷地の変更はできないことは確かです。

(委員)

副委員長と同じく敷地造成に関してのことであるが、ごみ収集車の動線や、ごみピットをどこに配置するかなどは、おそらく設計する企業の腕の見せ所であるので、それが造成条件に縛られる可能性がある。敷地造成を先に発注しなければならないという事情は分かるが、造成工事の状況をプラント建設事業者フィードバックする、あるいはプラント建設事業に入札しようとしている業者からこういう要望があるからこういうところは余裕を持たせてほしいという要求を、造成工事業者側に伝えるという双方向の情報共有をできるだけしたほうが良いと考える。

(事務局)

できる限りその様に配慮したいと考えます。ただ先ほども説明したように、購入した市有地内で建設しなければいけないこと、また今の施設を稼働しながら新しい施設を作らなければならないという制約もございます。煙突の位置についても、地元の方から今の煙突より東の住宅地に近づけないようにとの要望もあり、どうしても煙突の位置やプラントの配置関係は概ね決まってしまう。そのような制約条件以外のところで、できる限り配慮させていただきたいと考えております。

(委員)

基礎審査と非価格要素審査の具体的な色分け、つまりそれを実際に行う主体についてお聞きする。この委員会の5名のメンバーが主体的に審査するのが非価格要素審査ということによろしいか。焼却炉に関しては専門的な知識を持っているつもりであるが、例えば土木工事や排水基準など、そういうところは見逃してしまう可能性がある。そういった部分、仕様を満たしているか満たしていないかについては、基礎審査で、委託業者である(株)環境技術センター様がきちんと見ていただくという認識によろしいか。

(事務局)

その通りです。特に基礎審査は発注の仕様に則っているかどうかといったチェックが必要となります。これは作業的に膨大であり、しかも重要な部分になりますので、委託業者である(株)環境技術センターと市で行います。委員の皆様には事務局の基礎審査後に確

認・承認をいただくという形になります。

(委員)

我々が主体的に行うのは、非価格要素審査ということによろしいか。

(事務局)

その通りです。

(委員)

性能発注ということであるが、処理フローや、搬入路などは決定しているのか。

(事務局)

決定はしておりません。今回は性能発注ということで、設計と施工をプラントメーカー若しくは共同企業体をお願いします。道路や河川などの工事の様な設計図があるわけではなく、詳細設計と施工を含めて発注することになります。現在、造成の図面はあるわけですが、施設の図面は何もない状態です。

(委員)

フローチャートの価格審査が一番後ろにあるが、入札価格情報がいつオープンになるのか確認したい。つまり入札価格情報は非価格要素の審査をしているときに知っているのか知らないのか教えてほしい。

(事務局)

入札価格は、非価格要素審査の後にオープンにするものと考えています。

(委員)

焼却施設は、ファンなどの様々な機械を様々なメーカーから仕入れてきており、機械設備の複合体と言ってよい。前回の建設時には使用するメーカー製品を、実績上位何位以内にするという条件をつけていたのですが、今回もそのような形の仕様とするのか。能力さえあればどんな機械を付けてもいいのか、メーカーまで指定するのか、どのような発注形態になるのか。

(事務局)

現在のところ、性能、材質などといったことを明示し、実績やシェアなどの指定は仕様を含める予定ではありません。

ですがこの委員会で、これから仕様書を検討して頂くので、例えばどうしてもこの機器は実績のあるものを、シェアの多いものを使った方がいいというご意見があれば、仕様書に盛り込むことはできますので、委員会の意見をいただきながら進めていきます。

(委員長)

資料3、高度技術提案型総合評価落札方式の業者選定フローシートの真ん中のあたりに、「募集要項・評価基準等に関する質疑・応答」とあるが、これは書面で回答するのか。要は記録に残るかどうかということ。

(事務局)

はい。書面での回答になります。複数社から質疑や質問が寄せられた場合は、その回答はすべて公表することになります。

(委員長)

次の議題に移る。(4)入札公告に係る審議であるが、先の「(2)委員会の運営について」の「委員会の公開・非公開」の中の非公開事項に該当するため、ここからの委員会については非公開ということで進めさせていただく。

(事務局)

大変申し訳ありませんが、これよりの委員会は非公開となりますので、大変恐縮ではございますが傍聴者の方は退席くださいますようお願い申し上げます。

(傍聴者1名退席)

※以下非公開

事務局により入札公告に係る資料の説明が行われ、委員による以下の審議が行われた。

- ・入札参加資格に関する事
- ・発注仕様書に関する事
- ・落札候補者選定基準書に関する事

5. 閉会

(小林環境政策部長)

資料も大変多く、まだまだ精査を加えていかねばならないことがたくさんあると思っております。現在稼働しているごみ焼却場の建設に携わった者が現在市の職員には誰もいないことから、手探り状態で進めさせていただいている状態です。専門家の皆様のお力をお借りし、貴重なご意見を忌憚なく発言いただき、新施設をより良いものにするために入札公告資料に反映していきたいと考えております。

審議に関しましては作業量も多く、難しい資料も多いため、大変ご苦勞をおかけすると思っておりますが、今後とも皆様のご協力の程、よろしくようお願い申し上げます。

以上をもって第1回ごみ処理施設建設事業者選定委員会を閉会する。